

生駒市規則第 7 号

生駒市下水道事業会計規則及び生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道事業会計規則及び生駒市病院事業会計規則の一部を改正する
規則

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「第 3 3 条の 2」の次に「において準用する地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を加える。

- (1) 生駒市下水道事業会計規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 9 号）第 1 8 条
- (2) 生駒市病院事業会計規則（平成 2 2 年 1 2 月生駒市規則第 2 6 号）第 1 8 条

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「2 万円」を「5 万円」に改める

- (1) 生駒市下水道事業会計規則第 2 5 条第 3 項第 1 6 号
- (2) 生駒市病院事業会計規則第 2 5 条第 3 項第 1 5 号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。